

# 会 議 録

## 1 会議の名称

みんなで創る自治基本条例市民会議 第20回代表者会

## 2 開催日時

平成19年10月11日（木）午後6時30分～午後9時00分

## 3 開催場所

上越市役所 第1庁舎4階 401会議室

## 4 出席した者（傍聴人を除く）の氏名（敬称略）

・委員（代表者）：12人中11人出席

平野通子、増田和昭、君波豊、田村安男、今井不二子、

小田武彦、横倉進、横山文男、岸本八千子、種岡淳一、横山郁代

・事務局

高橋企画政策課長

池田自治推進室長、青山主任、石黒主任

笹川法務室長

## 5 議題（公開・非公開の別）

(1) 自治基本条例に関する提言書（素案）の検討（公開）

## 6 傍聴人の数

なし

## 7 内容

（事務局：青山主任）

- ・ 定刻となったので、第20回目のみんなで創る自治基本条例市民会議代表者会を始めさせていただきます。
- ・ 本日は、先日資料を配布させていただいたが、第26回全体会で諸課題が明らかになったので、それらについて最終的な意見集約を行っていただきたい。
- ・ 議題に入る前に、今後の予定等について池田自治推進室長から説明させていただきます。

（事務局：池田自治推進室長）

- ・ 全体会から1か月経ったが、今回の代表者会では、前回の全体会で出た意見を事務局で整理したので、その方向性を決めさせていただきたいと思っている。
- ・ 市議会にも代表者会でまとめた素案を提出したことはご案内のとおりである。10月3日に開催された自治基本問題調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）で市議会としての意見集約が行われる予定であったが、当日、こちらから地域自治区の説明を併せて行ったため、そちらの説明に大幅に時間を費やしてしまい、自治基本条例の話を十分にできない状況となってしまった。
- ・ 市議会では、特別委員会を明日また開催し、各会派のご意見を集約されると聞いてい

る。

- ・ 市議会に素案を提出したのは、あらかじめ意見調整を行っていただくことで、市民会議の提言書を基にした条例案について市議会で円滑にご審議いただきたい、あるいは市議会と市長が一体になってこの条例を作っていくという考え方からである。
- ・ 明日の特別委員会でおおた意見集約が行われると思われる。
- ・ その結果をもって、再度、代表者会を開催し、今日のご議論の結果と市議会のご意見への対応を踏まえた上で、全体会で市民会議の成案としてご承認をいただくという段取りを取らせていただきたい。
- ・ 具体的な日程については、次回の代表者会を10月25日に予定したいと思っているが、明日の特別委員会の状況を見て、皆さんに正式にご案内したいと考えている。
- ・ 明日の特別委員会で意見集約が完了しなかった場合については、また対応を考えたい。それも含めて皆さんにご連絡させていただく。
- ・ 全体会の日程、会場については、現在、調整を行っている。
- ・ 最終的な市長への提言については、当初、10月下旬と考えていたが、全体会で新たに挙げた意見の調整もあることから、11月中旬を目途に日程を調整している。市長の日程が、平日の夜は「地域自治区についての市民説明会」を開催していることなどからほぼ埋まっている状況であり、土曜日か日曜日で調整させていただいている。日程が決まり次第、皆さんに速やかに連絡させていただきたい。
- ・ 市長への提言を行った後については、未定ではあるが、広報等を通じて市民の皆さんに条例（案）をお知らせし、説明会やパブリックコメントなどを行った上で、市の成案をまとめていくというような形で進めたいと考えている。
- ・ 市議会への条例案の上程についても、当初予定していた12月議会は日程的に厳しいことから、それ以降になると考えるが、いずれにしても、市議会の考え方の整理あるいは市民会議での最終決着を行う時期などを考慮し、日程が先送りになっているという状況である。
- ・ 今後の全体の流れと現在の状況についてご説明をさせていただいたが、皆さんの方で何かあれば、会議の中でご意見・ご質問をいただきたい。

## (1) 自治基本条例に関する提言書（素案）の検討

### 資料1

#### 「修正項目の分類について」

##### 説明

(事務局：石黒主任)

- ・ **資料1**をご覧いただきたい。こちらに前回の全体会の議論の結果を一覧表にしてある。
- ・ 1班の皆さんについては、当日時間が足りなかった分を、後日、自主的にご議論いただいている。
- ・ まず、一つは真ん中の方に黒い丸が打ってあるが、これが付いている項目については、各班別に分担してご議論いただき、全体会の承認を受けているので、本日議論の対象とはならないものである。

- ・ 本日の議題は、全体会で案文若しくは説明欄の修正が必要だというご意見をいただいたものについての対応である。
- ・ これらについては、時間も限られているので、事務局でまず全体のご意見を拝見し、二つのレベルに分類させていただいた。
- ・ 一つ目は、「微修正（シート1）」だが、こちらについては具体的にこのように文言を直そうというご意見があったものと、文言整理については事務局に委ねるというお言葉をいただいたものをここに分類した。
- ・ これを本日の資料2で一覧に整理してあるので、最初にこちらをご説明し、ご確認とご議論をお願いしたい。
- ・ 二つ目は、「要検討（シート2）」だが、こちらについては、議論、項目の新設等の対応が必要、あるいは、少し慎重な議論が必要ではないかという項目をこちらの方に分類させていただいた。
- ・ この分類は、便宜上、事務局による整理であるので、微修正の分類でもご議論が必要であれば、その場でお話しいただきたいと思う。
- ・ 資料1の右側には班ごとの検討結果を載せてあり、黒地に白抜きで字が、班ごとの担当分野だった項目を示している。
- ・ 1班の皆さんは、本当にお忙しい中で時間を作られてご議論いただき、班の担当項目以外にもご意見があるということであったので、今回の資料に反映させていただいた。各班で担当項目についてご意見をまとめていただくというのが本来の進め方ではあったが、1班の皆さんがそれを理解された上でのご意見であり、ご了承願いたい。

## 資料2

### 「文言など微修正項目」

#### 説明

（事務局：石黒主任）

- ・ 続いて資料2をご覧ください。こちらは、微修正項目についての説明である。
- ・ 提言書をその都度見なくてよいように、なるべく条文のたたき台を全文入れてある。
- ・ まず、左の検討No.の欄にある「文言①」は、文言の修正箇所が一番目という意味である。
- ・ 項目は、「自治の基本原則」についてであり、修正の箇所は案文である。
- ・ ご意見としては、基本理念は目標ではないので、「基本理念の実現に向けて」という表現は適切でないということであり、修正させていただいた。
- ・ こちらについては、修正理由は資料のとおりであるが、基本理念は目標ではないということなので、「の実現に向け」を「に基づき」という表現に修正させていただいた。
- ・ 文言②は、「市議会の責務」の項目の案文の「市議会は次に掲げる事項を基本として運営されなければならない」という部分について、「運営」ではなく、「審議過程」という言葉に修正し、明確化を図ってはどうかというご意見であり、そのように修正させていただいた。
- ・ 文言③は、「市長の責務」の項目の説明の中で、市民参画に関する制度の具体例を例示して分かりやすくしたらどうかというご意見であり、「パブリックコメント等」と

いう例示を加えさせていただいた。

- ・ 文言④は、「オンブズパーソン」の項目名の修正ということだが、こちらについては、先般、議論があり、オンブズパーソンの制度だけではなく、苦情処理全般が規定される項目であるという結論が出ていることから、「苦情処理等」という項目名に改めさせていただいた。
- ・ 文言⑤は、「公益通報」の項目の説明の中で、「職員等」の「等」とは何かということ解説の中に盛り込むべきというご意見である。
- ・ こちらについては、資料のとおり、「職員等」の後ろにカッコ書きで「職員及び市の業務の契約先の従業員等」という言葉を加えさせていただいたが、ここで想定されるのは、市の委託業務等を受託している業者の皆さんなどである。
- ・ 国の制度を調べたところ、「労働者」と書いてあったが、「労働者」という言葉よりも「従業員」という方がふさわしいと考え、このように修正した。
- ・ 文言⑥は、「条例の見直し」の項目の説明の中で、5年という見直し期間について「総合計画に準じて」という表現があるため、総合計画の見直しと併せて自動的に見直しをするというニュアンスに受けとられるというご意見である。
- ・ ここは、単純に「総合計画」を落として、「市の長期的な計画に準じて5年に一度行う」として、あくまで目安を5年とした説明を行う形に整理させていただいた。
- ・ 以上の6項目については、事務局としては、軽微な文言整理の問題であると判断したので、このように修正させていただいた。
- ・ まずは、これらについて、皆さんのご意見をいただきたいと思うので、よろしく願いたい。
- ・ 特に先般、各班に分かれてご議論をいただいたので、ご意見を出された班の代表者は、ぜひ、その背景も踏まえたご意見をお願いしたい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 1 ページの文言②のところで、市議会の運営を審議過程に直すという意見についてだが、そもそも当初「運営」としたのは、これらが求められるのが、審議の過程、いわゆる市議会の委員会や本会議の場面だけに限られないのではないかと考えたためである。
- ・ 例えば運営という意味では、積極的な公開が求められない活動や、政務調査費なども含めて考えていたので、原案では運営という形にさせていただいていたが、これをご理解いただいた上で、修正箇所をご確認いただきたいと思う。

## 意見交換

(3 班：小田委員)

- ・ それは実は私も同じ考えで、これは明らかに修正案が間違っており、「運営」とすべきと考える。
- ・ 「審議過程」というと極めて限定されてしまうが、運営はもっと広い意味を含んでいる。
- ・ 問題になるのは審議の場は一般に公開されていることから、それ以外の部分が、実際は、問題になるのだと思う。そのあたりについても説明責任を果たしていただかないといけないと思うので、これはあまりよくない修正案だと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ 4班の方から、班でのご議論を踏まえたご意見はないか。

(4班：横山文男委員)

- ・ ご意見のとおり考えており、「修正案のとおり」としていただければ、班の皆さんは納得すると思う。
- ・ 「審議過程」と修正した方がよいという意見だったので、このように修正すれば、分かりやすい、理解しやすいと考える。

(3班：小田委員)

- ・ 非常に感覚的な話なので、多分、横山さんは誤解されているのではないかと思うが、「運営」という言葉と「審議過程」という言葉と同意語ではなく、違うことを意味しているのである。
- ・ 「審議過程」というのは、市議会の審議の部分だけを意味し、「運営」というのもっと幅が広い部分まで含んだ意味となる。
- ・ 例えば、先ほどの政務調査費の話であるが、いろいろな意味で説明責任を果たして欲しいということになると、やはり「運営」とすべきなのである。

(5班：種岡委員)

- ・ 市議会に関する情報公開の対象とならない部分についてまでも含めるという意図をもった規定なのだと思う。

(1班：増田委員)

- ・ 市議会の議事録は公開であるので、議事録を見れば審議過程は明確になる。言われてみれば確かにそのとおりである。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 「審議以外の運営」とは、どのようなことを想定しているのか。

(2班：田村委員)

- ・ 一般的には「審議運営」というのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それは、議案の関係だけではなく、政務調査費なども含めて市議会の運営なのではないかという考え方なのではないか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 補足させていただくが、4班の議論については、私が事務局スタッフの一人として加わっていたのだが、修正の理由というのは比較的単純なものであった。
- ・ 運営されなければならないということがある、なおかつ(1)で「運営の透明性を確保する」とあり、「運営」が重複している。
- ・ 「運営」というのを改めていう必要があるのかどうか、という議論になったときに、解説の中で「審議過程の透明性を確保する」とあったので、このように修正したらどうかという結論に至ったのである。
- ・ 私もそこではっきり話せばよかったのだが、「運営」の中には、「審議過程」だけではなく、それ以外の部分を想定したいろいろな要素があるというのであれば、それが分かるような形で、解説などに書く必要があるのではないかと思う。

(1班：増田委員)

- ・ 私も補足説明するが、市議会や常任委員会の審議過程というのは議事録が公開されて

おり、その内容を知ることができることを知らない人がほとんどである。

- ・ その人たちからみれば、審議の過程でどのようなことが議論され、どのような反対あるいは賛成の討論があって決まったのか、ということをはっきりと明かにして欲しいという意識はすごく高いと思う。
- ・ ただ、どの会派がどうやって、どのような話をして決まった、ということは敢えて知る必要はなく、要は審議の中身がしっかり分かればよいのだと思う。
- ・ その辺のところを、市民に分かりやすくという部分でどう表現するかが最後は問題になると思う。

(4班：横山文男委員)

- ・ 4班の委員の中で、先ほどおっしゃった市議会の運営で「透明性を確保する」ということではなく、提言書（素案）の11ページの説明の2点目では「市議会の運営の在り方として、審議過程の透明性」としてあるという話が出た。
- ・ その方がすっきりするのではないかと思い、この2点目と同じような条文としたらどうかという意見になったのである。

(3班：小田委員)

- ・ 現行の説明では、条文案とは食い違っていることになる。

(4班：横山文男委員)

- ・ そのとおりである。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 食い違っているというか、「運営」には「審議過程」も含んでいるので、広い意味を含むような説明が足りなかったということである。

(3班：小田委員)

- ・ 説明の中でその範囲を狭めてしまっているということになる。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 広い意味でとるか、あるいはもう少し狭い意味でとるかという部分について、広い意味でとるとした場合、その辺の表現でよいかということも含めて、代表者会で議論してまとめていきたいと思う。

(3班：小田委員)

- ・ 増田さんのご意見も分かるが、これは理念を定める条例であり、なるべく幅広くとらえるべきである。
- ・ これは自治基本条例に規定のないことだから透明性は必要ない、ということになるのは逆に困る。

(1班：増田委員)

- ・ 代替案として、「審議運営の透明性」ということにしてしまえば、どうとらえてもよい言葉になるのではないか。

(2班：田村委員)

- ・ 運営関係を全部「透明性」にしてしまうと、秘密会を開けないことになってしまうので、「審議運営」でよいのではないか。

(1班：増田委員)

- ・ 私もそう考える。

(事務局：石黒主任)

- ・ 「考え方としての範囲をある程度一致させる」ということと、「それを表現する言葉をどうするか」という二つの論点に分けて考えてはどうか。
- ・ 一つ目の「考え方」についてはどうか。「すべてオープンにする」という部分と「ある程度限定する」という部分では、狭い意味での審議過程か、もう少し広い意味でとらえるべきかという点で皆さんのご意見はどうか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 先ほど増田さんがおっしゃったように、本来はよいのかは別として、市議会として明らかにできない部分があるということを皆さんも納得いただけるのであれば、それ以外の政務調査等の部分は、第2号の「説明責任を果たす中で透明性を確保すればよい」という整理の仕方もあると思う。
- ・ ただし、皆さんがどこまでを理念として掲げていきたいかということが、先に議論されるべきだと思う。

(3班：小田委員)

- ・ 前回の全体会の中で、市議会議員の行動の裏にどのようなことがあるのか、その部分がクローズだったならば、「市議会運営」というのはおかしいのではないかという意見もあった。
- ・ これが審議過程となると、単に常任委員会、議場だけの話になってしまうので、市民会議の思いとしていえば、幅広い範囲に原則論を出して、その先は、市議会側がどう考えるのかという話なのではないか。
- ・ 先程の意見は、初めから条例にないのだから関係ないという世界にしてしまうのがどうなのかと考えてのものである。
- ・ 私は、やはり基本的に全部網羅した上で、市議会の良識の中で解釈・運用していただくのがよいと思う。

(4班：横山文男委員)

- ・ 難しい問題だが、2点目の説明を「運営のあり方」と「審議過程」として、こちらだけ「運営」ではなく「審議過程」として、「市議会の透明性を確保する」という文言にしたらどうかという話であり、それでもよいと思う。

(3班：小田委員)

- ・ それは論理性がない。わざわざ我々の方から限定した条例案を提案するようになってしまう。

(1班：増田委員)

- ・ 先ほども申し上げたように、「審議運営」とすればよいのではないか。
- ・ 「審議」と言えば「審議過程」のことを指しているのであり、「運営」と言えば市議会の場だけではないこともあるというバックボーンもあるので、「審議運営」といえば両方とも言い表すことができる。
- ・ 「審議運営の透明性を基本にする」ということは、広さの余地を残しているのである。

(3班：小田委員)

- ・ まずは、考え方の話をするべきで、その上で適切な言葉を考えなければならない。
- ・ 審議過程というだけでよいと考えるか、幅をもたせるか、それ次第で言葉が変わってくる。

(3班：今井委員)

- ・ 審議の上でというところは、もっと大きくとらえた方がよいと思う。

(4班：横山文男委員)

- ・ 私たちの班では、運営という言葉が重複することが問題となったのであり、その意味を詳細に検証した意見というわけではなかったもので、今おっしゃったように大きくとらえるなら、その考えでよいと思う。
- ・ 必然的に増田さんのおっしゃったような考え方で決着できるのであれば、それで納得できると思う。

(5班：種岡委員)

- ・ 準拠したい考えである。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 市議会議員の皆さんが、会派を超えて議員連盟のようなものを作って、例えば中山間地域の活性化を目的として活動しているようなケースがある。
- ・ その中で部会を作ったり、会合を開いたり、いろいろな活動を行っておられるが、そのようなことも広く含めて「透明性を確保したい」というイメージでよろしいのか。
- ・ この中には、政務調査費や議会運営等も含めたイメージなのか。

(3班：小田委員)

- ・ 我々では、実際の市議会におけるその範囲が分からない。
- ・ ただ、言えることは、透明性を保って欲しいことはたくさんあるのではなかろうかということであり、そのような気持ちを反映した条例になって欲しい。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ それを広くとらえたいということか。

(2班：田村委員)

- ・ 端的に言って、「市議会は、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない」と「運営」のところでいっているわけである。
- ・ 中身としては、審議過程と、市民への説明責任を果たすべきだといっていると思う。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ どちらかというところ、市議会の「運営」というよりも「活動」という言葉が当てはまるのかなという印象を受ける。
- ・ 議員連盟などは、「運営」というよりも「活動」というイメージがあるのではないか。
- ・ 「審議過程」と「活動」の区分けも明確ではないが、そのようなところも含めて、透明性を確保するのかどうかということである。

(3班：小田委員)

- ・ 「審議運営」の後ろに注をこちらにつけて、適切な表現を入れて、「審議過程」だけではないとすればよいのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「審議運営」としても、おそらく審議の運営であるからイメージが固まってしまうと思う。「審議その他の活動」あるいは「市議会の審議その他の活動」としてはどうか。
- ・ 「活動」と言えば、かなりいろいろな意味も含まれることになり、例えば、あまりオープンになっていない部分としては、委員会の視察などもある。

(6班：横山育代委員)

- ・ 分からない部分があるから、なおさら不透明になってくるわけであり、そこは私たち市民としては、「ある程度透明性をもって欲しい」という思いがあるので、そのニュアンスをどう表現するかということではないか。

(事務局：石黒主任)

- ・ 3つのレベルがあると思う。まず、一番狭い部分としては、当然議事録がある「審議過程」であり、一番広い部分としては全部ということになる。
- ・ 今のお話を聞いていると、皆さんが意図しておられるのは、その真ん中ということになると思う。それを具体的に定義することは難しいので、適切な言葉を捜しているという状況だと思う。
- ・ ただ、市民会議としては、「透明性が確保されているとはいえない」という思いがあるという整理でよいか。

(3班：小田委員)

- ・ その整理のとおりだと思う。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 市議会では、最近、勉強会や研修会がよく行われている。

(5班：種岡委員)

- ・ 市民としては、おかしいかもしれないなと気付いた時に、それはどうなっているのかと聞くための表現が必要である。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 先ほども申し上げたように、市議会としてお金を使っているわけであり、それを明らかにすべきだということは分かっているが、議員さんたちが集まって行う勉強会について、私費で行われているものまで公開しなければならないというのは違うのではないか。

(3班：小田委員)

- ・ しかし、例えば、それに政務調査費などの公金が使われているのならば、透明性が確保されなければならない。

(5班：種岡委員)

- ・ それは、ケースバイケースであろう。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 私費で公金を使わずに行われているものまで含むのかと言われれば、そこまでは必要ないのではないか。

(3班：小田委員)

- ・ その場合、大変失礼な言い方だと思うが、歳費は何なのかというところの定義になってしまう。
- ・ 歳費は議員の生活費のみなのか、当然、そこには政治活動のための費用も含まれているのだと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そのくらいオープンでいて欲しいという気持ちが、皆さんにはあるということは理解した。

(4班：横山文男委員)

- ・ この思いは、そのような透明性、皆さんに何でも見えるような形にして欲しいという、そのような思いから出た言葉であるので、別に幅を縮めるということではなく、先ほどこからおっしゃっているように、どのような姿であっても、皆さんから見て分かりやすいものでありたいという思いである。それが込められた言葉が「審議過程」である。
- ・ 考え方は同じであり、「運営」というよりも、もっと細かく審議している姿を見てもらった方がよいのではないかという思いでこの言葉が出たのであって、修正してもらえたので最初によかったなと思ったわけである。
- ・ しかし、そこまで深く考えるととなると、少し違うのかもしれない。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 幅の取り方については方向性が出ているので、あとは言葉の問題である。今は「審議その他」ということになっている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 審議も活動の一環とすれば、「審議」という言葉を例示に出して、その他の活動ということになる。

(3班：小田委員)

- ・ ここは、このまま議論を続けていると、これだけで終わってしまう。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ とりあえず、それで仮置きさせてもらい、言葉の精査については次回にということでも事務局に預らせていただきたい。

(事務局：石黒主任)

- ・ それでは、もう少しよい言葉があるかどうか検討する。
- ・ それでは、考え方については認識が一致したということで先に進ませていただく。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ それでは、解説の方も少し読み合わせて、修正するような形にしたいと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ それでは他の項目についてはいかがか。

(3班：小田委員)

- ・ 「市長の責務」のところだが、主旨は分かるが、具体的に例示を入れた方がよい。
- ・ その場合、「パブリックコメント等」として「パブリックコメント」を例示に持つてくるのが適切だとは思えない。
- ・ 市民参画に関する制度として、真っ先に浮かぶのがパブリックコメントとは思えないので、これはかえって誤解を招いてしまう。
- ・ 何故かと言えば、参画というのは、会話があってはじめて参画になるのであって、いわゆるパブリックコメント制度というのは意見を出すだけであり、そのような意味では、審議会や市民会議の方がはるかに例示にふさわしいと思う。
- ・ そのような意味で、パブリックコメントを例示に挙げるのは少しいかがなものかと感じる。

(事務局：石黒主任)

- ・ 逆に無いほうがスッキリするということか。

(3 班：小田委員)

- ・ もし挙げるのならば、審議会や市民会議の方がよいと思うが、審議会等とするのも違和感はある。

(事務局：石黒主任)

- ・ 審議会自体も市民参画のみを目的とした制度ではない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 審議会も、結局、市民を公募した審議会でなければ市民参画とはいえない。

(事務局：青山主任)

- ・ ここで「パブリックコメント等」という例示をしたのは、理由がある。
- ・ まず、この条例のたたき台の中に、市民参画の制度として定めてあるのはパブリックコメントのみである。
- ・ 審議会というのは市民参画の要素もあるが、これに特化した例として挙げる場合は、少し違う部分がある。
- ・ そのように考えた場合に、この条例の中に、一つの制度として確立され、定められているのがパブリックコメントであり、今後、条例化を目指していくという位置付けでもあることから、これを例示した。
- ・ ご意見にあったような他の制度については、それほど確立された制度とは言えず、また、市民参画の制度は、見直しをしながらよいものを模索しているという状況であることから、この条例で例示して固定化してしまうのは好ましくないと考えた。

(3 班：小田委員)

- ・ それはよく分かるが、そうすると提言書(素案)の 27 ページの市民参画の条文とは、イメージがずれてしまうのではないか。

(事務局：石黒主任)

- ・ そうであれば、パブリックコメントで例示したことの分かりやすさの問題だと思う。
- ・ 考え方としては、パブリックコメントを例示することが大事なのではないので、ここはスッキリ、最初のままにしておくというのも一つの考え方であり、また、別に解説の部分に詳しく書き込むという考え方もあると思う。

(3 班：小田委員)

- ・ あるいは、解説の中で、市民参画のところを引用すれば分かるのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 例えば、もし具体性を持たせるということであれば「権利を保障するとともに、公募の市民を中心とした審議会やパブリックコメントの推進などの市民生活を」というような形でもう少し膨らませるかである。

(3 班：小田委員)

- ・ 今、市民参画ではっきりしているのは、公募委員によるいろいろな会議であり、これが最も目に見える形ではないか。

(4 班：横山文男委員)

- ・ この 3 点目については、先回の市民会議では、「市長の別に定める」という部分に対して、これはどういうことなのかというクエッションマークがついているのである。
- ・ 提言書(素案)の 13 ページの三点目の市長が別に定めるという文言が、気になったのであり、「パブリックコメント等の」と付け加えた方がスッキリするということで

あればそれがよいと思う。

(3班：小田委員)

- ・ 今のお話のとおり、もう少し説明を丁寧にした方がよいのではないか。
- ・ この意見は、説明が不十分ではないかというところから出ているものと思われるので、そうすれば、問題は解決できると考える。

(5班：種岡委員)

- ・ 表現としては直ったわけであり、市民が分かりやすく、利用しやすいものというところで、制度のことを書きたいのであれば、制度の後ろにカッコ書きで、パブリックコメントなどの制度の具体例を入れるという方法もあると思う。
- ・ 文節としては、市民参画を中心としているのだが、市民が分かりやすく、利用しやすいということなので、そのようにしてもよいと思う。

(3班：小田委員)

- ・ これは制度を入れているから、そこが大変なのであるから、制度の代表的なものを書く方が分かりやすいと思う。

(事務局：池田自治室長)

- ・ 事務局が考えたのは、条例の中で具体的に市民参画として明確に言えるのはパブリックコメントではないかということである。
- ・ この条例の中のそれぞれの制度にいろいろな要素が散りばめられている。
- ・ 例えば、「市民の権利を保障する」という意味においては、市政に対する情報を知りたいという人には、「情報提供」などで触れ、市民参画という意味においては「審議会」の一部でも触れ、パブリックコメントも「情報を知る権利」という部分と「市民参画」という部分の両方の意味合いを持っているということがある。
- ・ そのような意味では、確たる例示がなかったため、この条例の素案の中で、一番代表的なものとしてパブリックコメントが適切ではないかということになった。
- ・ 制度といったときに、既存の制度をイメージするのか、条例の中に書いてある制度をイメージするのかという部分で、整理が必要ではないかと考えているところである。

(3班：小田委員)

- ・ それはよく分かるが、市民参画の制度を考えたときに、「その実例として条例に規定されているから」という理由でパブリックコメントを例示するのはいかがなものか。
- ・ 市民的な感覚では、パブリックコメントが市民参画のメインだとは思っていないので、感覚がずれてしまう。
- ・ そうすると、先ほど話が出たように、制度の後ろにカッコをして具体例を書くか、説明文を入れるか、何かをした方がよい。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ そのカッコ書きのイメージは、どのようなものか。

(5班：種岡委員)

- ・ 文節としては、制度が大事だということを明確にしたのであり、先ほど事務局の方から具体例があった方がよいという提案があったので、その事例をカッコの中に記載するということであり、パブリックコメントが例示としてふさわしいのならばそれでもよいと考える。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 先ほど小田委員のご意見では、制度のカッコ書きとしてパブリックコメントは適切ではないということだったと思う。

(3 班：小田委員)

- ・ 具体的に書いていないだけであって、提言書(素案)の18ページのところをみれば、「市長等は市政運営に関わる重要な政策および条例などを策定する目的で設置する審議会などには、市民から公募し選任した委員などを原則含める」という非常に重要な説明がある。
- ・ 具体的にどんな審議会かは書いていないだけであって、市民参画の一番大事なものはこの辺である。
- ・ そこをイメージできるような説明でないと、ずれが大きいのではないか。
- ・ 市民から見れば、市民参画とはパブリックコメントなのであると受け止めてしまうのではないか。

(1 班：増田委員)

- ・ 他にもいろいろなものがあるので、そのように決め付けられては困るわけである。
- ・ 間口を広くしておかないと、「こういうふうに書いてあるので、これだけをしっかりとすればよい」ととらえられると困る。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ いずれにしても4班の議論では、「市民参画」について全体的にバラバラに書いてあるが、最初に出てくる項目では具体例があった方がより分かりやすいのではないか、という思いからこのようになったと理解している。
- ・ 条例の中で、その部分を取り上げて「市民参画」という位置付けでよいのではないかという意見であれば、その「パブリックコメント」の前に書くか、あるいは「制度」の後ろにカッコ書きにするかは見た目の問題である。どちらもご提案があるので、ここはどのようにしたらよいか。

(3 班：小田委員)

- ・ 4班の考え方はもっともだと思うが、これは文言の議論になってしまっているので、時間を考え先に進むべきだと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ 仮に例示するのであれば、現在の市の施策として実施しているものというよりは、この条例の中で出てきている要素を優先するという考え方でよろしいか。
- ・ その方が整合はとれると考えるので、その観点から事務局で再検討することとしてよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

(3 班：小田委員)

- ・ 次に進もうというところで申し訳ないが、最初の「基本理念」に関する1班の意見は、誤解があるのではないか。
- ・ 修正するのを悪いというわけではないが、考え方が少し違うのではないかと思う。
- ・ 「基本理念」は、実現を目指そうとしている目標なのであるが、全部が実現されてい

るわけではないので、「基本理念が目標ではない」というのは明らかに誤認だと思う。

(1 班：増田委員)

- ・ ある意味では目標であり、ある意味では目標ではない。

(3 班：小田委員)

- ・ 目標でないといわれると問題がある。これは、掲げた看板なのである。

(1 班：増田委員)

- ・ この意見のところは、あまり読まないでいただきたい。

(3 班：小田委員)

- ・ 私は、この改正の案に対して反対とは言っていない。

(1 班：増田委員)

- ・ おっしゃるとおり、ある意味では目標であり、ある意味では目標ではない。

(3 班：小田委員)

- ・ 後で出て来る論点とつながりがあるので申し上げた。

(事務局：石黒主任)

- ・ そういう意味で、最終的に選択する言葉としては、修正前のものがよいのか、それとも修正案がよいか。

(3 班：小田委員)

- ・ 修正案が悪いとは思わないので、個人的には修正案がよいと思う。

(1 班：増田委員)

- ・ 修正前のものは、基本理念はこれを実現するのではなく、このような目標を持って全体のものを進めるというものであり、これを目指して進めようというものではないことから、ある意味では目標であり、ある意味では目標ではないと申し上げている。
- ・ どちらが分かりやすいかというと、修正案の方が一般的には分かりやすいのではないかと思う。

(3 班：小田委員)

- ・ 文言の修正なので、あまりここで時間をかけない方がよいと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ 修正案の方にさせていただいてよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

(事務局：石黒主任)

- ・ 他に微修正項目の中で、ご意見はないか。
- ・ よろしければ、微修正項目はこのような形で、残り 2 ページについては、たたき台のとおりさせていただきたい。

(代表者会全員)

- ・ 了解

### 資料 3～資料 5

## 「内容について再検討が必要な項目」

### 説明

(事務局：石黒主任)

- ・ 検討シート2ということで、**資料3**について説明する。
- ・ こちらは、ご意見を整理すると、大きく分けて、一つは「男女共同参画のテーマをどう考えていくか」という点と、「人材育成の観点の中で子どもを対象とした考え方」という点、「それぞれ言葉の使い方や理念の部分」である。
- ・ この中で、一番大きな論点は、「男女共同参画」の話である。これについては、個々の項目というより全体を通してご意見が出されたということ踏まえ、全体的にどう整理していくかということが問題である。
- ・ 事務局の方で論点として挙げさせていただいたが、個々のご意見としては、大きく言うと、一つは「理念として男女共同参画をもっと前面に出すべきではないか」というご意見と、もう一つは「具体的な制度として、審議会や地域協議会などにクオータ制の話を入れるべきではないか」という、この二つのご意見があったと考えている。
- ・ 基本的には、全て説明の部分での修正というご意見であったが、説明も条文に影響を与えるので、ご議論いただきたいと思う。
- ・ その中での論点としては、まず一つは、検討No.の欄の「男女①」の論点として、この条例における人権の考え方を整理する必要があるのではないかとこのものを挙げている。
- ・ この条例の中では、冒頭の「基本理念等」にもあるが、あらゆる人権を尊重するというので、あえて「男女共同参画」という言葉は出さないという認識で今までいたと思う。
- ・ 論点の2段目については、クオータ制など、審議会の委員構成のような具体的な内容については、自治基本条例の本文や説明の中に盛り込むべきか、という問題があった。
- ・ クオータ制とはそもそも何かというと、男女共同参画社会の実現に向けた積極的な格差是正措置のことである。
- ・ 措置なので、個別の政策の問題ではないかと考えられ、それならば、自治基本条例の中に具体的に盛り込むことが妥当なのか、ということが論点になる。
- ・ また、格差是正ということ仮に入るとすれば、男女の性別以外にも年齢、障害の有無なども、審議会の委員構成などについても大事な視点ではないか。
- ・ 審議会の委員構成に限って言えば、審議会の性格によって委員構成や委員の役割は違うものであり、クオータ制による一律な基準を設けることは妥当なのか、という視点もあるのではないかとこのように、そのような論点を挙げさせていただいた。
- ・ 地域協議会については、さらに論点が変わり、クオータ制が準公選制という制度に馴染むのかということが問題となるが、これは具体的な制度における議論になるところだと考えている。
- ・ そのような意味で、大きな論点としては、「男女共同参画のとらえ方」と「具体的なクオータ制の扱い」の二つになると考えている。

(事務局：青山主任)

- ・ この部分について説明を補足するので、**資料4**・**資料5**をご覧ください。
- ・ 最初に**資料4**についてご説明させていただくが、これは自治基本条例と人権関係の個別条例との関係についてのイメージ図である。
- ・ この図のように、体系付けて各条例が制定されてきたかということ、それはそうではな

- いと思うが、現行の各条例の内容を見ると、概ねこのような関係のイメージになる。
- ・ 事務局では、自治基本条例は、自治全般に係る基本的な事項、基本理念を定めたものであり、この条例においては、あらゆる人権・個性を尊重し、また、市民に等しく参画の機会を保障していくものと考えている。
  - ・ 男女共同参画について、元を正して考えていくと、「人権」という個別の大きなテーマの中に含まれる問題になってくる。
  - ・ 「人権」という個別の大きな問題について基本的な事項を定めた条例は、図の中に掲げてある「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例」である。
  - ・ この条例は、憲法の規定を受け、全ての差別をなくしていくことを目的に定められた条例である。
  - ・ この条例の中には、「人権に関する総合計画を定める」という条項があり、その下に書いてある「人権に関する総合計画」がこれに当たる。
  - ・ この計画の内容を見ると、個別の人権や差別の問題が各章ごとに定められており、それを図の中に挙げさせていただいた。
  - ・ 人権の問題がこれですべて網羅されているとはいえないと思うが、考えられる範囲の人権や差別の問題のおおよそのものが挙げられていると思う。
  - ・ 厳密には、この計画を受けてということではないが、その下に各個別のテーマである男女共同参画、障害者の自立と社会参画の実現、子どもの人権などに関する個別の条例が制定されており、代表的なものを3つ挙げさせていただいた。
  - ・ 男女共同参画基本条例、上越市人にやさしいまちづくり条例、子どもの権利条例（現在、制定途上）である。
  - ・ 次に、男女共同参画、人にやさしいまちづくりという各テーマの中から計画が策定されており、その計画に基づいていろいろな施策がとられているというのがイメージである。
  - ・ クオータ制などは、男女共同参画を進めていく中での手法の一つである。
  - ・ 男女共同参画について考えれば、時代が進み、ある程度状況が変わってくると、今度はクオータ制という施策自体が必要なのかという議論が生じてくる。
  - ・ このようにクオータ制は、格差是正のための一時的な施策であるとも考えられる。
  - ・ 次に、[資料 5](#)を参照いただきたい。28市の自治基本条例を調べた中で、人権尊重あるいは男女共同参画という部分に関わる項目の規定があった11市を挙げさせていただいた。
  - ・ 人権尊重に係る項目を定めた市が11市あり、この中では、一番上にある美唄市が「人権尊重」の項目の中に「男女共同参画」を挙げている。
  - ・ 美唄市では、男女共同参画に関する条例がまだ制定されていないという状況である。
  - ・ その他の残りの10市については、すべて男女共同参画に関する条例が制定されている。
  - ・ 男女共同参画に関する条例の有無は、左から3番目の列に記載してある。
  - ・ 人権尊重に係る項目の隣に「性別に関する記述」という列があるが、これは「人権尊重」の項目の中に「性別」と明記されているかいないかという整理である。
  - ・ 最後に「男女共同参画に係る項目」というのがあがるが、これは具体的に男女共同参画

を項目として挙げているものである。

- ・ こうして見てきた中で、上越市のこれまでの自治基本条例の検討における人権の考え方がどの市に近いと言えば、豊島区や名張市に近いのではないかと思う。
- ・ 人権尊重については、まず基本原則の部分に年齢、性別、国籍や障害などに一切関係なく平等であるということを謳い、その平等の考え方を前提とし、それ以降の規定は、全てそれに基づくと考えるタイプになっていると考えている。
- ・ 男女共同参画に関する項目、または、それに類する項目を具体的に設けているのは、7番目の伊賀市と10番目の清瀬市と11番目の羽咋市であり、この中で男女共同参画という言葉を使っているのは10番目の清瀬市だけである。
- ・ これらのうち、伊賀市と羽咋市は、性別も含めて市民参画という面で「平等」について規定しているものであり、男女だけの平等を規定しているものではない。
- ・ したがって、男女共同参画のみを主旨として規定しているのは清瀬市のみということになる。
- ・ この条例は、自治の基本原則を定めるものであり、人権や差別の問題は、何が重要で、何が重要ではないと区別できるものではないことから、原則となる部分に並列に書き、「全てに対して平等に取り組む」と謳うのが一般的ということではなかろうか。

## 意見交換

(1班：平野委員)

- ・ 「人権」のところで、例えば性別、年齢、国籍等といろいろ出てきており、それは分かるが、例えば、「年齢」の中にも性別、「国籍」の中にも性別、「心身の状況」でもいろいろなものに男女という性別が入ってきている。
- ・ 上越市は、男女共同参画については比較的進んだ取り組みを行っていると思うが、合併後は中山間地等も抱え込み、その中で、男女共同参画基本条例を読み、女性も等しく一緒にやっていけばよいのだという意識を本当に持てるかどうかと考えた時に、すごく難しいのである。
- ・ だから、敢えて男女共同参画ということをしちんとした形の中で、どこかで提示して欲しいという気持ちがある。
- ・ 多分このままでいくと、例えば、合併前の上越市の方は分からないが、13区では地域協議会委員での学習会を持つようとしてはいるものの、なかなか次の委員に手を挙げようとしている人がおらず、今やっている委員も引っ込みたがっているという現状がある。
- ・ なんとか、今の地域協議会委員には頑張ってもらいたい、そして、もっと女性の声、女性の視点をいかして欲しいと思っているが、なかなかその辺がうまくいっていないという現実があるので、この条例に盛り込んでいかなければならないと思う。
- ・ 女性がここで抑えられている、あるいは、男性がここで抑えられているのがおかしいと、もっとその意識が高まってくれば、当然、クオータ制は不要ということになってくると思うが、何十年かの時間がかかるのではないかと思う。

(事務局：青山主任)

- ・ 難しい問題ではあるが、そのような見方をした場合、他の人権・差別の問題を抱えている方々の市民参画が全部進んでいるのかという問題が生じるのではないか。

(3班：小田委員)

- ・ 私が、上越に来て感じたことは、非常に保守的であるということであり、男女差があるということである。
- ・ 重要な事項を話しあう際は、女性は必要ないという男性が圧倒的に多いようである。
- ・ そのような保守的な社会だからこそ、この社会をもっとよくするためには、自治基本条例の中で、ある意味、高らかに男女共同参画の精神を謳うことが必要だと考える。
- ・ 市民会議で、それが意見として出されたということは、委員の皆さんが、今の上越はおかしいと感じているところからスタートしているのである。
- ・ 自治基本条例から男女共同参画基本条例につながる項目が必要なのである。男女共同参画基本条例は、知っている人しか分からない、あることを知っている人はかなり少ないと思う。
- ・ もう一つは、先ほどの話に戻るが、先進性というのは、逆に隠れ蓑になるケースもある。
- ・ 市の職員の皆さんは、自治基本条例が本当に市民の総意が得られるのかという心配があると思うが、そのことを心配しだしたら、この条例はどんどん後退していってしまう。
- ・ 市民会議の思いを大切にすれば、最初の原点、何を議論したかというところに戻れば、非常に重要なことを忘れていたということであり、なんとかして入れていただきたいと思う。
- ・ 私自身は、男女共同参画が非常に重要と感じている。
- ・ 男女共同参画は、人口の半分に関わる問題であり、これほど重きを持つ項目は他にないと思う。上越市の自治基本条例の目玉はこれなのだとと言えるくらいの項目になるのではないかと考えている。

(6班：横山郁代委員)

- ・ 6班の中では、男女共同参画に関してはとても慎重に検討してきた。
- ・ 地域協議会委員を実際にされている方としたら、女性の立場があまりにも押され気味なので、平野さんのおっしゃっていることは当然だと思う。
- ・ 6班では、そうかといって、今、敢えて女性ということを出しても、それについていける区がどれだけあるのかという心配をされている委員もおられた。
- ・ その中で、クォータ制などの男女共同参画に係る項目を設けることで、13区の中でどれだけ理解されるのか、広げていけるのかという意見もあった。
- ・ また、この段階で男女共同参画に関する項目を設けるということではなく、人権というとらえ方の中で男女共同参画についての一文を入れた方がよいのではないかと、ということをおっしゃられた委員もおられた。
- ・ どのような文章として盛り込むかということは、この場の議論になるかと思うが、盛り込み方も話し合いの中で考えていただきたいと思う。
- ・ 6班の中では、このことについて回数を重ねて話し合っており、男女共同参画は重要な問題ではあるが、慎重に進めていった方がよいという意見が大半だった。この場でも是非そのようにして欲しい。

(事務局：石黒主任)

- ・ 今ほどの平野委員と横山委員のご発言は、地域協議会の中でのクォータ制の部分のお

話ということによろしいか。

(1班：平野委員)

- ・ ひとつの例である。

(6班：横山郁代委員)

- ・ 同様である。

(3班：小田委員)

- ・ ここで、先ほどの話を整理した方がよいと思う。「制度としてどうするか」という話とは別に、「自治基本条例として男女共同参画をどう扱うか」ということを分けて考えなければならない。
- ・ まず、やらなければならないことは、男女共同参画ということはこの条例の中でどう扱うかである。この条例の中では何も見えていたため、男女共同参画基本条例自身が見えてこなくなってしまうのである。
- ・ 上越市男女共同参画基本条例を調べてみたところ、クオータ制が載っている。
- ・ クオータ制も何も、これから決めることであるので、条例に入れるか入れないかの話ではなく、その前にまず男女共同参画というものをどう表現するかを議論しなければならない。

(6班：横山郁代委員)

- ・ 6班の中でも、今まさに小田さんがおっしゃられたとおり、どの辺にどのように盛り込むかにより、男女共同参画の項目そのものが変わってくると言う委員さんもおられた。

(3班：小田委員)

- ・ おっしゃるとおり、たくさんの人権・差別の問題があるわけだが、何が重要で何が軽いかという議論を始めてしまうとおかしくなってしまうのだが、そのような議論とは切り離して入れていただきたい。

(6班：横山郁代委員)

- ・ 6班でも同様の意見が出た。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 他の委員の皆さんのご意見はいかがか。

(1班：増田委員)

- ・ 男女共同参画社会基本法という国の法律がある。憲法に男女の平等が書いてあるのにも関わらず、基本法という別の法律を作ったのかということである。
- ・ 他の人権の問題もそうだが、それが特別進んでいないから、特別に配慮しなければならないという背景があって、その法律を作っているわけである。
- ・ 上越市の中でも、そのようなものが必要だからということで、敢えて別の条例を作っているという中で、ここで単に「性別」という一言で片付けてしまっただけではいけないと思う。
- ・ 私も、小田さんがおっしゃるとおり、「男女共同参画」という項目が必要だと思う。
- ・ もう一つは、この中にその項目がないということについて、今後、この条例に基づいて各条例の見直しが始まると思うが、1班の意見にも書いたように、ある程度の方向性を示しておかないと、条例の見直しの時に、この程度の規定ならばクオータ制など変えてしまえという意見が出てきては困る。

- ・ 項目としては、キチンと条例の中に必要であり、今ある条例がその文言の表現によって後退するようなことになると困るので、その歯止めをかけるようなものが欲しい、というのが私の考えである。

(4 班：横山文男委員)

- ・ 既に上越市には男女共同参画基本条例があるわけであり、私は、基本理念を見て、これで言い表されていると考えていた。

(1 班：増田委員)

- ・ 今度は、自治基本条例が上位になるので、これに基づいて既存の条例を直そうということになってくるのである。

(4 班：横山文男委員)

- ・ 男女共同参画は、当たり前のことである。

(1 班：増田委員)

- ・ 当たり前の人は当たり前だと思うが、当たり前ではない人もいるわけである。

(3 班：小田委員)

- ・ 圧倒的に当たり前ではない人の方が多いと思う。

(1 班：増田委員)

- ・ 当たり前ではない人たちにどう言うか、私たちは手立てを講じなければならない。
- ・ ここのところは、慎重さが必要である。「当たり前だから規定しなくてよい」という考え方とってしまうと、この条例の解釈・運用に当たり、どんどん後退するような余地を残してしまう。
- ・ この点は、かなりの慎重さが必要なのである。その慎重さというのは、載せることについてではなく、後退することについてなのである。
- ・ これは男女共同参画に関してだけでなく、他の部分にも当てはまる。

(3 班：小田委員)

- ・ 男女共同参画基本条例をみていて、あっと驚いた項目がある。
- ・ いわゆる市民活動団体についても、クオータ制を導入するよう推奨すると書いてあり、町内会などもクオータ制を導入して欲しいと書いてある。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 市民活動団体については、積極的格差是正措置ということで、クオータ制に限って推進して欲しいということではないと思う。
- ・ 当初のこの案の考え方で男女共同参画を項目にしなかったのは、基本理念の人権尊重の中に「性別」というのがあり、人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例、あるいは、男女共同参画基本条例につながっている。
- ・ 他にも、例えば、基本理念の4番目の「地球環境の保全」の規定を受け、このようなまちづくりを行うということで環境基本条例という形でそれぞれつながってくる。
- ・ それぞれの項目を全部起こしてしまうと大変だということがあり、かといって、男女共同参画の問題だけを起こすということになると、他の人権条例、あるいは環境条例につながる項目がないのも整合が取れないことになる。
- ・ 条例として、あまり項目が増えすぎるのもよくないという考えもあり、男女共同参画基本条例は、基本理念の人権尊重につながる条例だということで整理させていただいた。

- ・ それでも、特に男女共同参画についてとりわけ重要だということであれば、それは別の考え方があるが、一応これまでの考え方はこういうことである。

(2班：田村委員)

- ・ 私もそう理解している。

(2班：君波委員)

- ・ 2班の議論の中でもそういう話は出ており、市民という言葉で包括されるものと考えている。

(2班：田村委員)

- ・ 環境や男女共同参画については個別条例で対応しているから敢えて触れない、というわけにはいかないが、特に男女共同参画については国が法律を定め、県が条例をつくり、市が条例をつくり、押し付けの部分もあると思う。
- ・ 実際、社会として男女が平等であるというのは、現実の社会では当たり前のことである。
- ・ 女性がなかなか手を挙げない、参加しないので、クォータ制を採用してはどうかという考え方が出てくるのであり、積極的な参加が行われれば、敢えて必要ない制度である。
- ・ 人権という意味から、全て平等に規定すればよいのではないか。

(3班：今井委員)

- ・ 既に男女共同参画基本条例というものがある。
- ・ 今、その条例があっても、自治基本条例の方が上位だからそこに載せるべきだと言われれば、確かにそうかもしれないと思う一方で、キチンとした個別条例があるのであれば、この条例に重ねて規定しなければならないのかという疑問もある。

(3班：小田委員)

- ・ 法律的な体系からすれば、本来は上位法ができたから下位法ができるのであり、下位法だけということは、いつでも削れるということである。
- ・ 体系というのはそういうものであり、上で決めなければならない。
- ・ 上で書いてなければ、改正も容認できることになるので、歯止めが必要である。
- ・ 自治基本条例に規定される他の制度は、急に消えるようなことがないものが多いが、男女共同参画は市民の意識の成果であり、非常に危ない存在である。
- ・ 他の問題は、市民の意識としては概ね総意が得られており、環境の話に対しては市民の意識は一定だが、男女共同参画になるとかなり意識の違いがある。
- ・ 自治基本条例が地域をよくしよう、よい行政を行おうというものならば、そこに高々に謳うことも必要である。
- ・ 今おっしゃったように、下位があるから上位がいらぬというのでは、ほとんどがいなくなってしまう。例えば、「別に条例を定める」というのも上にかかるのである。

(事務局：青山主任)

- ・ 人権・差別の問題について、先ほど男女共同参画の問題が特に重いという話があったが、行政という立場からは、重い・軽いがないことを大前提としたい。
- ・ そこで、補足的な説明になるが、男女共同参画については、上位条例で定めず、下位条例のみで定めることになるというのは、イメージと合わないのではないか。
- ・ なぜなら、上位の条例となるこの条例の基本理念と基本原則に「出身、障害の有無、

性別、年齢、国籍等にかかわらず」全部平等にしなければならないと謳っているが、この理念と原則の下に、この条例は成り立つものである。

- ・ 個別の条例は、この条例の理念を受け、出来上がっているというイメージである。
- ・ たたき台中の例示は、上越市がこれまでに力を入れて取り組んできた問題の代表的なものであり、基本理念、基本原則に関する代表者会の議論の中でも、これらを並列に例示し、それ以外のものも含めて、あらゆる人権・差別の平等に取り組む必要性が確認されたと記憶している。
- ・ それを前提に考えると、同じレベルで基本理念・原則の中に挙げさせていただいたものを、どれかだけ優先して項目を起こすという点に違和感がある。

(1 班：増田委員)

- ・ 先ほど、途中でどこかに出たが、男女共同参画基本条例の中に積極的格差是正について書かれている。
- ・ 他の条例では、積極的格差是正に触れている条例はどこにもなく、本当は憲法の男女平等の考え方からすれば、積極的格差是正という言葉はいらないはずである。
- ・ いらないにも関わらず、国の法律で「積極的格差是正」と書き込まれ、県や市の条例にも書かれているということは、それなりの大きな意味がある。
- ・ これを消してしまうと、上越市の条例から「積極的格差是正」の文言が消えてしまう恐れがあり、そうになってしまうと、せつかくの女性の参画の機会を制度として保証しようという基本的な考え方も消えてしまう恐れがある。
- ・ 「積極的格差是正」が必要だということを皆さんに分かっていただくためには、何らかの形でこの自治基本条例の中に書き込まなければならない。
- ・ 逆手に取られては困るという思いがあるので、是非、世の中というのは法律的にはそのように出来ているという思いを皆さんに分かって欲しいと思う。
- ・ 今、世の中が平等になっていて、これ以上何が必要なのかということではなく、その裏にあるものは何かと考えたときに、やはり制度として、仕組みとして担保しておかなければいけないものがあると思う。

(3 班：小田委員)

- ・ 先ほど、「基本理念」のところ、「基本理念は目標ではないというのはおかしい」と私が申し上げたのは、そのことである。
- ・ 基本理念で謳っている 1 番から 6 番は本当に徹底されているのか。だから、それが出来るように目指す施策、制度をつくっていくのが自治基本条例だと思う。

(2 班：田村委員)

- ・ 男女共同参画について否定するのではないが、先ほど笹川法務室長がおっしゃったように、個別の条例があるものをすべて掲げるとしたら、大変なことになる。
- ・ 環境基本条例ということになれば、これは世界的な問題であるが、それでも一言も環境という言葉は入っていない。これらをすべて挙げていたら、基本条例といえるのかは疑問である。
- ・ 今の男女平等などは憲法で保障されているのであるが、たまたま女性が行動を起こすときに参加者が少ないため、男女共同参画基本条例という条例をつくり、特に女性の方から頑張って参加していただきたいということが趣旨だと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 一点確認させていただきたいが、増田委員がおっしゃった「積極的格差是正」の文言が消えることが心配だということになると、自治基本条例そのものに「積極的格差是正措置の推進」についての規定を入れたいということなのか。
- ・ そうでなければ、男女共同参画のことだけを書いたとすれば、こちらの自治基本条例の中で積極的格差是正を落としてもそれは違法ではないということになってしまう。
- ・ もし、そこを絶対落としたいがためにここに入れたいのだというならば、そこまで書くという話になってしまう。

(1班：増田委員)

- ・ そこを心配している。条文と解説の効力はレベルが違うとは思いますが、解説もある程度の効力はあると思う。
- ・ 単なる飾りではなく、少なくとも条文の精神は解説の中でしっかりと書き込むべきである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 解説は条文に書いてある項目の解釈・運用の指針となるものであり、ここに書いてあれば、一定の拘束性があるということは確かである。

(1班：増田委員)

- ・ 条文の中にそのことだけを入れることについては、レベル合わせの問題があると思うので、下のどこかにというのは、解説も含めてということである。

(3班：小田委員)

- ・ 清瀬市の条文を読んでいただければ、今、増田さんが言われたように、全部保障されている。
- ・ 「まちづくりへの市民参画は両性の平等を基本としている。」「男女が共同で参画することを原則としている。」といえ、もう条例の骨格は決まってくる。
- ・ 先ほどの様々な議論についてだが、清瀬市は間違えてこれを入れたのかということになってしまう。実際入れた市があるわけである。

(事務局：石黒主任)

- ・ 参画につなげることは、今ほどおっしゃられた格差はないのではないかと。また、逆に範囲を狭めてしまう部分もあるのではないかと。

(3班：小田委員)

- ・ それは違う。参画において平等でないという実態があり、その根底となる地域社会というのは存在する。
- ・ そこに踏み込んだ政策はとれないわけであり、多分、家庭の問題になってしまう。
- ・ だからこそ、自治基本条例には、先進性がなければならぬとしたら、これこそが求められる問題だと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ ただ、今、石黒主任が言ったように、市民参画に関わるのであれば、市民参画の定義があるわけで、これは清瀬市の条例にもある。
- ・ そうするとやはり地域社会の、例えば自治会の中での男女共同参画とかそういうところには直接的には結びつかないことになる。

(3班：小田委員)

- ・「まちづくり」という言葉を使えば、全部入ることになる。
- ・前回、議論したように、たたき台の細かい議論よりも、そのような精神を盛り込む必要があるかないかを先に決めるべきである。

(事務局：石黒主任)

- ・事務局としての意見は、気持ちはおそらく皆さんと一緒に、男女共同参画の必要性はもちろん認めているのだから、次に議論を進めて、このたたき台の中に落とすときに、形の話の議論するという事でよいと思う。
- ・これまでは、最初の基本理念などで、単純な性別という言葉かもしれないが、全ての思いが凝縮されているという解釈で基本的には進んできているはずであり、認識もおそらくそうだと思う。
- ・その上で、見目が分からないということであれば、項目を起こすのか、男女共同参画という言葉はどこかで使うのか、形についての議論を進めさせていただくことになる。

(3班：小田委員)

- ・まだ、意見がまとまっていないと思う。まず、この条例の中で何らかの形で謳うという事に皆さんが合意しないと先へ進めない。

(1班：増田委員)

- ・市民会議の検討過程では、男女共同参画の人材の育成化などが項目として挙がっていた。市民フォーラムを開催したときは、1班が男女共同参画の担当になった。
- ・そのときに、ここに一つの項目として挙げる方法もあるが、前文に書き込む方法もあるのではないかという話があり、そのようなまとめになった。
- ・そこまでは明らかに男女共同参画の項目があったのだが、いろいろ検討しているうちに見過ごしてしまい、指摘されて大事なところが抜けていたと気付かされた。

(6班：横山郁代委員)

- ・6班でも「人権」のところに入れるのか、「人材育成」のところに入れるのかという話をしたときに、それらではなく、「前文」の中で男女共同参画という言葉を一文にして入れたらよいのではないかという意見があった。
- ・確かそこまでは出ていたと思うのだが、それ以降なんとなく先細ってしまったという記憶がある。

(3班：小田委員)

- ・地域社会の課題を解決していくということが、地域社会にはとても大切なことであるが、その課題を解決するためにはどのような方法を取ったらよいのか、現状はまだ何も解決できていない状態だということを申し上げたい。

(1班：平野委員)

- ・男女共同参画の制度は出来ているが、出てこないのは女性の考え方によるものだというとらえ方をされてしまう。確かに、力がなくてその中に飛び込めないという人はもちろんいるが、女性は必要ないと言われるようなこともある。
- ・このような現状も踏まえて考えたときに、男女共同参画をキチンとこの条例に入れておき、いろいろなものを決めていくときもそれを基にして決めていけば、男女共同参画条例だけでなく、他にもそれをいかしたいという思いが大きい。

- ・非常に活発に活動される女性で、我が家には何も問題がないと言う人も中にはいらっしゃるが、合併前の上越市においても、全ての女性が活発にいろいろなものに積極的に加わり、何か活動しているかといえば、そうではないという現実も知っておかなくてはならないと思うので、是非どこかに入れて欲しいと思う。

(6班：横山郁代委員)

- ・男性から、女性は出てこなくてよいという面もあるかもしれないが、逆に、女性から女性に対して、何を頑張っているのかというような目を向けられることもある。
- ・同性から見ても、異性から見ても、まちづくりに積極的に頑張っている人がいる、一人の市民として頑張っているということを表現できればよいと思う。

(2班：君波委員)

- ・一つだけ意見を言わせてもらうが、私たちの年代だと、例えば、男女雇用機会均等法あるいはセクシャルハラスメントという言葉が出たときに、企業の中でそのような教育をされてきている。
- ・その後の企業の経過をみると、女性のスタッフあるいは技術員がかなり多くなり、女性の研究員などもかなり多く入ってきており、尊重されていると思う。
- ・これは、地域の中にも育ってきていると感じている。
- ・私は、上越市の男女共同参画に関わる研修会にも何度か参加させていただいているが、そういう面では違和感がある。私の年齢では女性に対する偏見は持っていないが、それ以上の年齢になればまだ持っているということなのか。

(3班：小田委員)

- ・企業によって違う。それは大変進んでいる企業である。

(3班：君波委員)

- ・我々は、ちょうど企業の中でそのような教育も受けており、そのような違和感は薄れている。そういう人たちが、かなり社会の中に増えていることは事実だと思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・皆さんの思いもあるので、どこで折り合いをつけていくのかというのは難しいと思っているが、そこまで具体的に掘り下げていくと、また相当にたたき台を組替える作業が出てきてしまい、時間を要するとともに、具体的にどうするのかということも相当議論しなければならない。
- ・それによって、少し違ったとらえ方をされることもあるので、全体も含めてうまくバランスをとっていかなければならない。

(事務局：青山主任)

- ・どうしても「男女共同参画」という項目だけを一つ起こしたいという考え方なのか。例えば、「市民参画」のところにもう一度重ねて、性別を含めた人権尊重の中の例示を全て並べてはどうか。
- ・その解説の部分で、例えば、「格差是正措置として、男女共同参画基本条例に基づいたクオータ制を採用していく」などと書き込み、明らかにしていくという考え方は目的は達成できないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・範囲の問題だが、「市民参画」のところでは、本当に市との関係だけになってしまい、それだと皆さんの思いと違うのではないか。もう少し地域社会に出ていく話になるので

はないか。例えば、町内会などは入り切らない。

(事務局：石黒主任)

- ・皆さんのイメージは、まちづくりの広い概念ということになるのか。個々人の精神の持ち様までは入れられないにしても、広く外に出ていき、人と関わる中での関係性というところまでを謳いたいということか。

(3班：小田委員)

- ・難しいのは、その領域は自治基本条例の領域ではないということである。まちづくり条例と自治基本条例は違うので、自治基本条例で言えば、「市民参画」などに定めざるを得ない。

(1班：増田委員)

- ・「基本理念」の性別の解釈のところで、特に性別については男女共同参画でこういうことが必要だという書き方をしてはどうか。

(3班：小田委員)

- ・説明というのはあくまでも理解してもらうためのもので、市民の目に触れるのは条文である。

(1班：増田委員)

- ・一番よいのは、最初に戻って「人材育成」のところに起こすことではないか。

(3班：小田委員)

- ・確かに、一つの条を起こすか、どこかに入れるかというのは精神論でよい。

(1班：増田委員)

- ・「協働・市民参画等」の1番目が「協働」、2番目が「市民参画」、3番目が「コミュニティ」、4番目が「人材育成」、5番目が「男女共同参画」で、6番目が「多文化共生」という構成になれば、それほど違和感はなく、場所的にも悪くないのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・市政運営の基本原則として、「基本理念に基づき市政を運営していく」ということを書いているわけであり、市政運営のところに限るのであれば、そこへ入れるということも手法の一つとしてはあるのではないか。
- ・ただし、そこへ入れた場合には、先ほど説明したように、環境なども基本理念にはあるが、同様に入っていないのはなぜかというようなことになる。

(3班：小田委員)

- ・これは15ページ(5市政運営(1)基本原則)だと入れられないのではないか。「市長等は自治の基本理念、基本原則にのっとった」という書き方できているので、これが突然、男女共同参画ということにはならないのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・基本理念の中には、性別が挙げられている。

(3班：小田委員)

- ・抜き出して書くと不自然である。

(事務局：笹川法務室長)

- ・そうすると他の事項は、どうなのかと難しくなる。

(3班：小田委員)

- ・ここは無理だと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 他にもたたき台全体を大幅に修正して入れることも可能ではある。

(3班：小田委員)

- ・ その場合、全部に入れなくてはならない。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 皆さんのお考えは理解できるが、どのように条例に盛り込むかがイメージできない。

(5班：種岡委員)

- ・ バランスを考えると、先ほどのご意見のように、他よりも扱いを重くするというのが厳しいのではないか。
- ・ 感覚的には、基本原則の「多様性の尊重」に付随して、先ほどの積極的格差是正について言及してはどうか。

(3班：小田委員)

- ・ それならば、27ページの「協働・市民参画」などがよいのではないか。「多文化共生」という項目があるのは、基本原則から重要だから抜き出したものであり、それと同じような扱いならおかしくないのではないか。

(1班：増田委員)

- ・ 「人材育成」もこれから論議の対象になってくるが、これもそのような意味でここに抜き出したものである。

(3班：小田委員)

- ・ 「協働・市民参画」には「(4) 人材育成」と「(5) 多文化共生」があるわけなので、間に入ってくる感じであれば、バランスがとれる。

(1班：増田委員)

- ・ 例えば、行政があえて、ここで条を起さなくてもよいと言われればそれでもよいが、「(5) 多文化共生」などは、先ほどの「人権尊重」や「多様性の尊重」などで掲げればそれで済むにも関わらず、ここに出したのは、ここが非常に重要だからである。
- ・ 男女共同参画もそれと同じくらいに重要である。
- ・ 途中まで、ここに項目が起こされていて、消えてしまったという経緯もあるので、ここに入れるとしたらどういうたたき台になるのか、どういう解説になるかということ事務局で考えて、次回までに整理をしていただくと、もう少し議論しやすい。

(事務局：石黒主任)

- ・ 7の「(4) 人材育成」のあと、「(5) 多文化共生」の前か後かに入れればよいということか。
- ・ 大事だが消えたという項目に一番思いがあると思うが、その辺が多くの方の市民の皆さんにこの話を訴えていくとき、言葉としてどういうものがあるのかということ、是非この場で皆さんの気持ちをお聴きしたいと思う。

(3班：小田委員)

- ・ 本音は言えないし、書けない。

(事務局：石黒主任)

- ・ 言えないことは書けないので、そこはやはり言葉として、特に大事だという一言でよいのかもしれないが、その辺の考え方が根幹になるのだと思う。

(3班：小田委員)

- ・ 日本よりはるかに男女共同参画が進んでいるヨーロッパでクオータ制が採用されているのだから、向こうにも差別があるということである。
- ・ 日本には日本型の男女差別の問題があり、クオータ制に限って言っているわけではない。

(2班：田村委員)

- ・ いろいろな案もあるが、私らが考えるには「基本理念」の中で一言触れておけば一番よいと思う。
- ・ この中の環境問題などは世界的な大きな問題だが、男女共同参画について「基本理念」の中でキチンとしておけば、項目を新設する、あるいは、たたき台の構成を変更するなどしなくてもよいと思う。

(3班：小田委員)

- ・ そうなると、ものすごく大きな話になるが、いわゆる福祉とは、公共の福祉とは何かといえ、市民の皆さんが平等に扱われ、幸せな社会を作っていくのが福祉である。
- ・ 今の日本社会において一番欠けているところは、男女共同参画の問題であり、基本的に欠けているからこそ大切なのである。

(1班：増田委員)

- ・ 男女共同参画の問題は、自治の基本に関わることであり、環境や福祉は、直接自治とは結びつかない。
- ・ 「人材育成」の項目に、何故「青少年の教育」について書かなかったのかと言えば、それと住民自治とは直接関係しないので、このような「人材育成」に限定して書いたのである。
- ・ そのように考えれば、当然、住民自治の根幹は男女共同参画にあるという説明ができると思う。
- ・ 市民フォーラムの時に大項目として「男女共同参画」の項目立てをし、意見をいただいております、そこに市民会議の全員の皆さんの気持ちが入っていると思うので、参考にして検討していただきたいと思う。

(3班：小田委員)

- ・ ただし、これは先ほども申し上げたように、市民会議でも決して一つにまとまったわけではなく、意見が分かれているので、そこに難しさがある。今、ここでもはっきり意見が分かれている。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 案としてまとめるに当たっては、一つの結論を出さなければならないので、分かれている案を事務局がまとめることはできない。
- ・ 考え方としては一つに整理し、市民会議としては、入れるか入れないのか、入れるとしたらどこに入れるのか、そういうところを検討していただきたい。

(3班：小田委員)

- ・ 基本的に原則、全会一致ということで進めてきたので、少なくとも今日ご出席の方は、入れることに対して賛同していただかなければならない。

(2班：田村委員)

- ・ 私らも、「男女共同参画」で一項目起こすということについて、少し抵抗を感じるだ

けで、決してそれを省くという考えではない。

- ・ それを「基本理念」の中に入れるのか、違う場所に入れるのかということで議論をしていけばよいのではないかと。絶対にこれはダメだと言っているわけではないので、意見統一はできると思う。
- ・ ただ、「基本理念」の中で謳ってもよいし、先ほどは「市民参画」に始まりいろいろ意見があったが、文言の修正で済むのであればそれでよいのではないかと。一項目起こすというから少し抵抗感があるのである。

(1 班：増田委員)

- ・ 入れるということについては、大方の賛意を得たと思うので、入れ方の工夫をどうするかということは、また議論すればよい。

(3 班：小田委員)

- ・ 入れ方についても今日、方向性だけは出すべきでないか。

(1 班：増田委員)

- ・ 入れるということは決まったので、事務局に整理してもらえばよい。

(3 班：小田委員)

- ・ 入れ方で、また次回に揉めるかもしれない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 説明の中でよいのか、既存の項目の中か、項目を新設するのかは少なくとも決めなければならない。

(3 班：小田委員)

- ・ もうかなりはっきりしてきており、「項目を起こす」という考え、「項目を起こさずに入れる」という考え、「説明に任す」という考えの三択になったわけである。
- ・ 要するに、今日の会議でそのうちのどれを取るかを決めておかないと、多数決というわけにはいかないのと、次回また同じ議論になってしまう。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 多数決というのは馴染まない。皆さん納得の上で進めたい。

(2 班：田村委員)

- ・ 多数決を取るのルール違反である。

(3 班：小田委員)

- ・ なんとかして意見を集約したいということであれば、多数決を取ってもよいかなとも思った。

(2 班：田村委員)

- ・ 入れるということについて反対はないのであり、その入れ方だけの問題である。

(3 班：今井委員)

- ・ 一つ項目を起こすのか、起こさないのかは、重要な問題である。

(2 班：君波委員)

- ・ 「男女共同参画」という言葉を入れるということになると、言葉では、「男女」と言う言葉はないが、「基本理念」の中に「性別」を含めて人権尊重の建前をキチンと謳っており、「基本原則」の中では市民参画を強調している。
- ・ 条例の中では、男女が平等であるという状況になっていると思うので、どうしても「男女共同参画」という言葉が必要ならば、一つ項目を起こさざるを得ないのではないかと。

と思う。

- ・ この「基本理念」の中で性別の違いを含めてすべての市民は平等と言っておきながら、「男女」という言葉を入れるのは、矛盾を感じる。

(1 班：増田委員)

- ・ それは、最初に私が説明したとおり、憲法に男女の平等と書いてあるにも関わらず、なぜ、男女共同参画社会基本法が出来ているのかという背景を理解してもらいたい。
- ・ 憲法論議からすれば、男女共同参画社会基本法は制定しなくてもいいわけだが、それでは実際の社会は変えていくことはできないのである。
- ・ この社会を変えて、自主自立のまちづくりを進めるためにはどのような仕組みが必要かということを含めてみんなで考えた場合、少なくとも男女共同参画という問題はクリアしなければならないので、自治基本条例に規定しようと、私は憲法のところから説明したのはそのような意味である。

(1 班：平野委員)

- ・ 私も一方的に男性が悪いということではなく、女性の方の意識を高めるためにも、それを入れておいた方がよいという思いがある。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ ここは非常に難しいところではあるが、今、小田委員がおっしゃった 3 つの見解を整理したい。
- ・ まず、男女共同参画の精神を入れるのは必要であり、その入れ方については、「既にここで謳い込んでいる中で解説を少し補充しよう」という案、「今ある項目を少し書き換えてそれを明確に打ち出す」、「どこかで項を起こす」という三択である。
- ・ ただ、項を起こすにしても、どこまで書き込むかというのが非常に難しいことであり、気持ちとしては当然、町内会などの部分も含めて考えていくというのはあると思うが、全体の構成や他の項目との関係なども相当調整が必要で、もう一回精査しなければならない。
- ・ したがって、その 3 つの考え方でどのように皆さんに提案したらよいかというのは、今はアイデアとして持ち得ていないが、例えば、それぞれの可能性についてもう少し研究させていただきたい。
- ・ たたき台に入れるとどう影響が出るのか、たたき台の書き換えであればできるのか、他に影響が及ぶのか、そのようなところをトータルに考える必要がある。
- ・ 全体の枠組みを今の段階で崩してしまうということになると、本当に後戻りしなければならないので、その辺をもう一回精査し、事務局の正直なところも、皆さんのお気持ちも含めて、ここで結論が出ないとすると、次回に持ち越さざるを得ない。

(3 班：小田委員)

- ・ この 29 ページの「多文化共生」の説明が、全く同じパターンとして「男女共同参画」にも当てはまるのではないかと。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 「男女共同参画」と「多文化共生」は、レベルを自治の主体として関わっていくという思いにすれば、もう少し高いレベルで位置付けていくことも、小田委員のお気持ちを踏まえれば必要ではないかと思う。
- ・ いわゆる「参画」も一つの考え方として整理するのではなく、もっと高いレベルに位

置付けるという整理であるが、それをすると、また他の項目の組換えが出てくるのではないかと思う。

- ・ そこまで、踏み込むかということも問題になる。

(3班：小田委員)

- ・ 最低限度保障したいことは、男女共同参画基本条例がつながっていくような表現が欲しいということである。

(事務局：石黒主任)

- ・ もう一つは、今回の議論の中で、理念としての男女共同参画の必要性というのは今の話のとおりだが、クオータ制の話については、条文でどこまで書くかという問題もある。

(1班：増田委員)

- ・ クオータ制は、単なる方法論ではなく、一つの主義なのであるが、それを条文にするところまで可能かどうかというと、かなり難しさがある。そう考えると、クオータ制や積極的格差是正という考え方を取り入れているという解説の仕方でよいと思う。
- ・ 「今の社会を変えていくためにこの制度が必要」というような趣旨で解説が入ればよい。
- ・ それを受け、男女共同参画基本条例では、クオータ制について条文の中に書き込んでいるということにつながればよい。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 今、そのような話をさせていただいたのは、特に、「審議会」のことを考えたときに、男女共同参画から少し外れるのだが、法との関係があるからである。
- ・ 「審議会」の項目の整理の中で、クオータ制を入れるか入れないか、あるいはそれを入れるのであれば、他の考え方をどのように整理していくかということが出てくる。

(1班：増田委員)

- ・ 男女共同参画基本条例の中の審議会においては、クオータ制を取り入れるように配慮しなければならないとされているので、この条例もこれを受けた形とすれば、それもカバーできるというふうになるわけである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 今日話に出てきたが、「審議会」については、地域協議会も「審議会」であり、そこにクオータ制が入ってくると、今度、公募公選制の中でのクオータ制という問題になり、なかなか難しい問題がある。

(3班：小田委員)

- ・ そこは、先ほどおっしゃったように、今の男女共同参画基本条例には書いてあるわけであり、書いてあっても同列にしないというのは、現実には選択枝があるわけである。
- ・ だから、男女共同参画基本条例に規定されている内容さえも後退させる必要はない。

(1班：増田委員)

- ・ 今ある地域協議会についてもこの条例を受ければ、どのような解釈をし、配慮をするのかという部分がなければならないと思う。

(3班：小田委員)

- ・ これはやはりいろいろな背景があり、非常に難しいところなので、地域が受け入れるかどうかという問題もある。

- ・ 一気に飛躍しようとするのは無理であり、まず、私としては、精神を謳い、キチンとした制度をつくり、それが地域社会に受け入れられるような社会をつくっていくことが大切だと思う。

(1 班：増田委員)

- ・ 公募公選制については、他の制度的なものが絡んでくるかもしれないので、そこら辺にも少し言及をしていただきたい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 公募公選制はもちろん重要であり、選任投票をしていないとき（応募者数が委員定数に達しない場合に、市長が追加選任を行う際は、男女比率に配慮し、市長が選任しているという解釈をしているが、厳密にいうと少し問題がないわけではない。

(1 班：増田委員)

- ・ その辺の問題との絡みがあるようだが、その辺になると自分自身ではよく理解できない。

(3 班：小田委員)

- ・ まず、自治基本条例で市民の方々を啓蒙するということからスタートする、という道筋をとって見たらとよいと思う。
- ・ 何もかも一度にというのは無理があるが、この条例には5年に1度の見直しがある。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 事務局としては、まだ代表者会でご意見が一致しているとは思えないので、少しその辺の改善例を整理し、お示しする必要があると考える。

(事務局：青山主任)

- ・ 根本的な考え方についてであるが、自治基本条例が自治に関する最高規範だと考える中で、先ほど増田委員から「憲法には男女も含めてすべて平等と書いてあり、足りない部分が個別法令として出ている」というご意見があった。
- ・ この考え方に基づけば、自治に関する最高規範である基本条例の部分では、あくまで全て平等でなければならず、個別の問題については、この条例を受けて個別条例を制定するという流れなのではないか。
- ・ 「多文化共生」については、国籍のことなども書いてあるが、ただそれだけに留まる話ではなく、多様な文化を吸収して自治を推進するなどの部分も含めて書いてあるのであり、単なる国籍による差別の問題を扱う項目ではない。
- ・ 基本となる条例だからこそ、行政としては、人権・差別に関わる問題は平等に位置付けなければならないと考えている。
- ・ 確かに男女共同参画の問題も解決されていないが、では、他の障害者等に関する問題は解決されているのかといった場合、そうではないのではないか。
- ・ 先ほど、性別で男性と女性が半々だからという話があったと思うが、数の話になってしまうと、何かどンドン人権・差別の問題に順番がついていってしまうようなイメージになるのが怖いと感じている。
- ・ 男女共同参画は重要で、盛り込んだ方がよいという考え方は十分理解しているところだが、そういった面もご一考いただきたいと思う。

(1 班：増田委員)

- ・ そこら辺も含めて、事務局の方で、表現の問題の整理をお願いしたい。

(事務局：石黒主任)

- ・事務局としても、本日の議論に当たって、非常に勉強し、検討を重ねてきたが、どうしても最後は、重い・軽いの議論にならざるを得ないところがあったので、逆に皆さんの思いの中で適切な言葉を見つけないかと思っていました。

(3班：小田委員)

- ・市民会議のプロセスを思い出して欲しいのだが、まちづくりに何が大切かとそういうことを挙げたのである。
- ・そのときに、まちづくりを進めていく上で、男女の現在の問題が大きな障害になっているのではないかということで、非常に重要な項目のところでも上位に上がってきたのである。
- ・今の説明のように、重い・軽いはないという原則に立ち戻っていくと、「多文化共生」もすべて消されていってしまう。

(1班：平野委員)

- ・市の方としては、男女共同参画の現状をどのようにとらえていらっしゃるのかということが、非常に今、議論しながら引っかかっていた。
- ・全体的にみて、それが本当によい形で、それぞれの力をいかした形で取り組もうとしている、取り組んでいるとは言えないと思う。
- ・私としては非常に引っかかっているのだが、代表者会を立ち上げて、今回で20回、当初の段階からどのような思いで私たちが話し合いを続けてきたのかをもう一度、できれば見直していただきたいと思う。

(事務局：青山主任)

- ・先ほどの説明は、自治に関する基本を定める条例であることを踏まえ、一つひとつの人権・差別に関する問題が全て同レベルでとらえるべきであるという主旨である。
- ・繰り返しになるが、男女共同参画以外の問題も既に解決されているかといえば、そうではないのであり、一番基本となる部分を定める条例は、同じ人権に由来する問題については並列にとらえるべきなのではないかということである。

(1班：増田委員)

- ・それは分かるが、男女共同参画について基本法があり、基本計画があって特別な扱いを受けているのかといえば、時代の背景もその中で考える必要があるからである。
- ・確かにこのレベルで言えば、障害も年齢も国籍も皆同じだというのはそのとおりだが、その中で取り立てて、男女共同参画は21世紀の最大の課題だと法律の中に入っているのである。
- ・そのような背景も考えなければならないのだろうと、途中まで市民の思いがこれだけあるということも、考えなければならない。
- ・そのようなことを総合的に考えていただき、具体的にどのような形で出来るのかというのは工夫の問題であり、検討出来るのではないか。
- ・私たちも、ここから先はいろいろ微妙な調整の問題もあるので、そのような背景を十分に考えた上で、事務局で再検討して欲しいという話である。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・この件については、一応、皆さん方のご意見は出尽くしたという事でよろしいか。

- ・ 代表者会の中でも、先ほど申し上げたように、全会一致ではなく、このまま議論しても結論が出ないので、具体的にどのような方法がとれるのかというのを、先延ばしはしたくなかったが、検討してみることにしたい。
- ・ 皆さんのそれぞれの主張も理解でき、事務局としての考え方も述べさせていただいたが、事務局も検討を重ねてきているということだけは、ご理解いただきたいと思う。
- ・ 前に進めるに当たって、具体的な方法を考えていかなければならないので、事務局の方でも考えさせていただくが、皆さんの方でも是非考えていただきたく、お願いしたい。

(事務局：石黒主任)

- ・ 事務局の時間管理に問題があったのだが、今日の議題がまだたくさん残っているので、次回は10月25日を予定しているが、次回までに残りの「こども①」から「その他⑥」までの項目についてのご意見を、事務局で用意する意見シートに記入し、ご返送いただくという手順を取らせていただけないか。
- ・ それを事務局で事前に整理し、それをご覧いただきながら議論するという形を採らせていただきたい。論点もたくさんあるので、単純に〇×ではないご意見になると思う。
- ・ 男女共同参画についての論点は、今回整理してあるので、それを踏まえた中でいくつかの選択肢をご用意し、それに対するご意見をお願いしたい。

(1班：増田委員)

- ・ 時間がかかるが、私たちが揉んでいる項目は、市民説明会を行っても論議が集中し、市議会でも論議が集中する項目だと考えられるので、お互い予行演習だと思い、ここまで一生懸命、気長にじっくりやってきたので、ここで拙速にならないように進めていきたい。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 具体的に意見提出シートを明日中にお送りし、週末には届くようにし、整理したものを事前にお返しするというスケジュールを組ませていただきたいので、ご了解いただきたい。

(事務局：石黒主任)

- ・ そのままでよいのではないかと、修正するならばこういうところだ、というところを、郵送か電子メールでご返送いただきたい。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 今後の日程については、細かいことが分かり次第、予めご連絡させていただくが、次回の日程は10月25日としてよろしいか。
- ・ 市議会の方からもご意見があると思うので、それが出てきたら、予めお知らせするので、そちらの対応もよろしくお願いしたい。

(代表者会全員)

- ・ 了解

(3班：小田委員)

- ・ 議論が尽きないため、どんどん会議の回数が増えているが、必要ならもっと回数を増やしていただき、スケジュールを守るようにしたい。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 必要に応じてお願いしたいと思うので、よろしくお願いしたい。

8 問合せ先

企画・地域振興部 企画政策課 自治推進室 TEL : 025-526-5111(内線 1584、1449)  
FAX : 025-526-8363  
E-mail : [jichi@city.joetsu.lg.jp](mailto:jichi@city.joetsu.lg.jp)

9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。